

白樺高学包括連携協定事業（2 学年）総括（案）について

- 1 目 的 議会活動の認知度向上を図ること。
- 2 事業内容 議会体験（各クラス 2 本のシナリオを基にした議場体験）
- 3 場 所 芽室町議会議事堂
- 4 日 程
 - (1) フィールドワーク（議会体験）
AM：10 時 10 分～11 時 10 分、PM：13 時 40 分～14 時 40 分
令和 4 年 7 月 1 5 日（金）AM 2 年 B 組（2 2 名）
7 月 1 5 日（金）PM 2 年 A 組（2 2 名）
7 月 1 9 日（火）AM 2 年 C 組（3 5 名）
7 月 2 1 日（木）AM 2 年 D 組（3 5 名）
7 月 2 1 日（木）PM 2 年 E 組（3 6 名）
8 月 2 2 日（月） 予備日
8 月 2 3 日（火） 予備日
 - (2) 白樺高校作成実施要領 別途作成
 - (3) フィールドワーク・シナリオ 別紙
 - ① 一般質問（街路灯設置）、条例改正（自動販売機料金改定）
 - ② 一般質問（スクールバス増便）、条例制定（高校生応援給付金）
- 5 議会受入体制（役割分担）
 - (1) フィールドワーク（議会体験）（出席者及び人数は委員会に一任）
令和 4 年 7 月 1 5 日（金）総務経済常任委員会
7 月 1 9 日（火）議会運営委員会
7 月 2 1 日（木）厚生文教常任委員会

<以下昨年度資料：R3 年度第 12 回全員協議会資料（R4. 4. 20）>

6 実施事業振り返り

(1) 学校の意見・感想

- ・ クラスによって反応の差はあったが、全体的に良い経験だった。議場体験も予定通り実施できればさらに良かった。次年時に 2 年生としての実施を検討していきたい。
- ・ 今年度の実施計画は完遂できなかったが、次年時の 1 学年にもこの内容で実施をしたい。

(2) 議会の意見・感想

- ・ 昨年からの課題とされていた「事前学習」の実施が学校の理解のもとで、実現したことは今後の事業の取り組み方のヒントになると感じた。
- ・ コロナの影響で「議場体験」が実施できなくなり、あらかじめ「事前学習単体」での目的と成果を共有しておく、より事業効果が明確になったと感じた。
- ・ 学校へ出向いた初めての「事前学習」の取り組みとなり、議会と学校が相互に協力でき、包括連携協定事業の目的は達成されたと考える。
- ・ 事前準備に工夫して臨んだが、生徒の視点での理解度等不安の中での「事前学習」の時間だった。
- ・ 若い世代との交流を感じ、教壇に立てたことは有意義で充実した時間だった。
- ・ 「事前学習」は「議場体験」の前提として、議会を理解するうえで有効と感じた。

7 今後に向けて

(1) 学校の課題・展望・方向性

- ・ 生徒は毎年変わるので、この方法で実施継続することを期待する。
- ・ 企画・実施側は、毎年同じ内容を繰り返すことになるが、若干の内容変更はあっても、大きく変化をしないで継続したい。

(2) 議会の課題・展望・方向性

- ・ 生徒にとって、イメージの湧きにくい事前学習内容のため伝える内容は今後の課題である。
- ・ 教材の選定等を含めて検討が必要。議会側の目標設定を明確にし、「何を伝えるのか」「生徒にどの部分を理解してもらえれば成果とできるのか」を明確にしてから臨む必要がある。
- ・ 事前学習の内容（組み立て）は、①芽室町の人口及び年齢構成比（少子

高齢化)の現状等②生徒の興味が深いと思われる施策・計画や予算③議会(議員)の質疑や調査の役割、一般質問等総括的に整理し、事前学習から議場体験への連続性を意識して事業充実を目指す。

- ・ 主権者教育の観点からも今回のような取り組みはとても重要。今後も事業を継続すべき、加えて町との三者連携事業も効果的と考える。
- ・ 議会側から見ると事業に変化がなく、新たな視点に立った取組等見直しの検討提案も理解するものの、継続性も重要で、対象の生徒は毎年変わるため学校との十分な協議に基づく事業とし、事前学習は今後も継続していくべきと考える。
- ・ 事前学習の課題は、対応する議員の数と担当議員の選定である。1学年4クラスであり4人の選定を議会運営委員会の構成議員に限定するか、全議員が4年間で輪番にするかなど検討を要する。

8 総 括

- ・ 学校側と協議をし、同じ目的をもって、事業実施に向け今後とも取り組んでいく。
- ・ 3学年対象の事業についても、学校側と協議し今後とも取り組んでいく。
- ・ 議会側の課題は、役割・出役の分担等議員の共通認識。

学校法人白樺学園白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書

学校法人白樺学園白樺学園高等学校（以下「甲」という。）と芽室町議会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に協力することに努める。

- （1）甲による乙の議員、職員、住民等を対象とした学習機会の提供
- （2）乙の公の施設における甲の生徒を対象とした研修機会の提供
- （3）乙が実施する事業への甲の教職員、生徒の参画
- （4）甲の教職員と乙の議員、職員等との交流、研修
- （5）その他、甲乙で合意した分野における活動

（実施条件）

第3条 前項の事項を実施する際の実施条件及び実施方法、協力の形態、事業成果の利用条件等は、甲と乙がその都度協議して決定する。

（施設の利用）

第4条 甲と乙は、連携、協力するに際し、教員、議員、職員、生徒の相互派遣及び相互受け入れ、施設等の利用について、支障のない範囲において互いに便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 連携、協力に関する経費の負担については、甲と乙がその都度協議して決定する。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の満了日までに、甲と乙の双方から特に申し出がないときには、さらに1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（補則）

第7条 この協定書に定めのない事項又は変更を要する事項が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年10月12日

甲 学校法人白樺学園
白樺学園高等学校校長 嶋 野 幸 也

乙 芽室町議会議長 広 瀬 重 雄

（原本直筆署名）